

【振動】の特定施設一覧表（別表2）

振 動 規 制 法（施行令別表第1）		京 都 府 環 境 を 守 り 育 て る 条 例（施行規則別表第2の5）	
特 定 施 設 名	能 力	特 定 施 設 名	能 力
1 金属加工機械 イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ セン断機 ニ 鍛造機 ホ ワイヤージョーミングマシン	（矯正プレスを除く。） （原動機の定格出力が1kW以上） （原動機の定格出力が37.5kW以上）	(2) 金属加工機械 ア 圧延機械 イ 液圧プレス ウ セン断機 エ ベンディングマシン	（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上）
2 圧縮機	（原動機の定格出力が7.5kW以上）		
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	（原動機の定格出力が7.5kW以上）	(3) 粉碎機 ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ その他の用に供する粉碎機	
4 織機	（原動機を用いるものに限る。）		
5 コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及びコン クリート柱製造機械	（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上） （原動機の定格出力の合計が10kW以上）		
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー	（原動機の定格出力が2.2kW以上）		
7 印刷機械	（原動機の定格出力が2.2kW以上）		
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロー ル機	（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上）		
9 合成樹脂用射出成形機			
10 鋳造型機	（ジョルト式のものに限る。）	(4) バッチャープラント (5) 冷凍機 (6) 遠心分離機 (7) ニューマチックハンマー (8) コルゲートマシン (9) 原石切断機	（原動機の定格出力が7.5kW以上） （直径が1.2m以上） （原動機の定格出力が7.5kW以上）